

経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会要綱

(令和3年11月24日決裁)

(設置)

第1条 森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第3項の規定により経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定について、公正な方法により行うとともに選定過程の透明化を図るため、経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を処理するものとする。

- (1) 民間事業者の企画提案書の審査に関すること。
- (2) その他民間事業者の選定に関し、必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会は、会津若松市農政部長、会津若松市農政部農林課長、会津森林管理署森林技術指導官及び福島県会津農林事務所森林林業部林業課長をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年以内とする。

- 2 委員に欠員が生じた場合には、速やかに新たな委員を補充する。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員長は会津若松市農政部長とする。

- 2 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、会津若松市農政部農林課長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。
- 3 会議の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 第1項から前項までの規定によらず、委員長は、会議を書面で開催することができる。

(委員以外の出席)

第7条 委員長は、必要に応じて委員以外の者を出席させて、意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、会津若松市農政部農林課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年11月24日から施行する。